

会報

国鉄闘争全国運動

国鉄分割・民営化反対！ 1047名解雇撤回！

116号

2020年1月16日

国鉄分割・民営化に反対し 1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動事務局
千葉市中央区要町2-8 DCC会館内
TEL 043-222-7207
nationwidemovement@yahoo.co.jp

け人に加わりました。以来、全国運動は毎年6月に全国集会、2月に国鉄集会

国鉄分割・民営化による不当解雇から33年

2・16国鉄集会

2月16日(日) 午後3時(開場2時30分)
葛西区民館ホール(江戸川区中葛西3丁目10番1号)

最高裁 外注化粉碎・出向無効裁判 上告棄却決定弾劾！

昨年12月17日、外注化粉碎・強制出向無効裁判で最高裁は上告棄却の決定を行った。外注化と強制出向を容認する反動判決を弾劾する。

そもそも最高裁判決は、職場の実態を完全に無視し、「外注化容認」「出向有効」を前提にした結論ありきのものだ。「出向は原則3年」と言いながら大部分の現場労働者は無制限に出向を延長されている。検査派出にはいまだにCTSプロパー社員が配置されず、出向の目的であるはずの「教育」「技術継承」の相手さえいない。出向させるまともな理由もないのだ。

「高齢者の雇用の場の確保」についてもエルダー社員のJR本体配置でその建前さえ崩れている。しかも、この施策が提案・実施されたのは地裁の審理が結審した後だ。にもかかわらず東京高裁は会社主張の根本を覆す重大な事実について、事実調べさえ行わずに結審したのだ。

そして理由もなく「出向命令の必要性は認められる」「エルダー本体雇用は例外的」「出向命令の目的、必要性は失われぬ」と外注化を容認した。ただ会社主張を書き写しただけの判決ならざる判決だ。それを最高裁は「容認する」というのだ。断じて許されない。

外注化攻撃との闘いは再び決戦を迎える。「ミライの車両サービス&メンテナンス構創」では、「現場に直結した業務」はグループ会社へ「水平分業」と打ち出されている。「鉄道業務はJR本体に一切残さず、労働者ごと子会社に突き落とす」「社員養成、技術の継承も丸投げ」ということだ。

検修部門についてはJR東日本テクノロジー(JRTM)が「戦略企業」と位置づけられている。グループ会社の労働者にも、転籍や「孫請化」など「下へ下へ」突き落とす攻撃を準備しているのだ。

外注化との闘いはこれから本番だ。闘いの展望は19年におよぶ外注化阻止闘争の地平の中にある。会社は「転籍」という言葉を出すこともできなくなった。会社の攻撃に徹底して抵抗して闘い抜くこと。それが敵の攻撃の矛盾を暴き、新たな展望を切り開く道だ。

2010年政治和解から10年 国鉄1047名闘争の新たな闘いへ

国鉄分割・民営化による 不当解雇から33年 2・16国鉄集会に大結集を



1月11日に行われた動労千葉の組合旗開きで関委員長は運動

「運転士・車掌職名廃止に反撃を」

動労千葉 新年旗開き 関委員長が闘いの決意

1月11日に行われた動労千葉の組合旗開きで関委員長は運動

※

新年の決意としてお話ししたいことがあります。4月1日の運転士・車掌の職名廃止に対し、動労千葉として断固として反撃にたちあがりたいということです。

運転士・車掌の職名が廃止されるなど、鉄道の歴史上はじめて人に加わり

2010年4月の政治和解から間もなく10年です。当時、政府と与党(民主・市民・国民新党)と公明党の間で政治決着の合意が成立し、国労本部など4者4団体が受け入れを表明、新聞やテレビで大きく報道され、国鉄闘争の終結が世間に強く印象付けられました。前原国交相は「国鉄改革は大きな成果をもたらした。国鉄改革の完遂に全力を挙げる」という談話を発表。政治和解は国家的不当労働行為への謝罪も解雇撤回もなく幾ばくかの金銭で政府が「勝利宣言」を発するものでした。

国鉄分割・民営化は、戦後最大の労働運動破壊攻撃であり、これに抵抗して四半世紀に迫る闘争を継続してきたのが国鉄1047名解雇撤回闘争でした。次の闘いへの展望も総括もないまま闘いの旗を降ろすという重大かつ深刻な局面でした。これを突破する道は一つしかありませんでした。政治和解は国鉄闘争のみならず日本の労働運動の息の根を止める大攻撃であることを、国鉄闘争に心を寄せてきた全国に訴え、国鉄闘争を闘う全国的規模の運動を新しく呼びかけることでした。

ここに「国鉄闘争の火を消すな」の呼びかけのもと10年6月13日、東京・文京シビックホールに全国から2千人が集まり、私たちは国鉄闘争の新たな全国運動を旗揚げしたのです。国鉄闘争全国運動には、和解を拒否した国労闘争団も台流し、各界から多くの方が呼びかけ

事態は原点に

国鉄分割・民営化から33年となります。昨年末には中曽根元

首相も死去しました。中曽根は「戦後政治の総決算」を掲げて登場し、第二臨調を司令塔に203高地になぞらえて国鉄分割・民営化を最大の決戦場として設定しました。中曽根の攻撃の核心が国鉄労働運動の解体にあることは明確でした

この中曽根の思惑を打ち破って国鉄闘争は営々と闘われてきました。確かに総評は解散に追い込まれ、社会党も解体されました。橋本行革や小泉改革などを経て安倍一強と言われるような権力を集中しましたが、その強権では危機と矛盾はいつ解決できないどころか、いまや破局に向かっています。

安倍政権は改憲と戦争に突進し、JR東日本における「労組としてのこれまでの常識は通用しない」と突きつけるためです。労働者側の抵抗する力が最も強く、最も象徴的な位置にあるのは運転士の資格を持たない「輸送サービススタッフ」だといっています。

このことです。会社は「自動運転も可能」とか、「将来はドライバレス運転にする」と宣伝しています。その時、運転台に乗るのは運転士の資格を持たない「輸送サービススタッフ」だといっています。

しかし、本当にそうなら、職名を廃止するにしても、ドライバレス運転を実現してからにすればいい。

4月1日の時点で、運転士と車掌の仕事が変わるわけではありません。なぜ今、職名を廃止するのか。それは、「乗務員が職名で廃止されるのか」という形で、JRの労働者全体に「鉄道会社

4月1日の時点で、運転士と車掌の仕事が変わるわけではありません。なぜ今、職名を廃止するのか。それは、「乗務員が職名で廃止されるのか」という形で、JRの労働者全体に「鉄道会社

2020年、関生支援と国鉄闘争の両輪で労働運動の変革と再生をめざす運動を全国で展開しよう。2・16国鉄集会と6月の全国集会は、国鉄闘争の新たな全国運動の10年の闘いを総括し、新たな闘いの展望を切り開く場です。大結集を訴えます。

2020年、関生支援と国鉄闘争の両輪で労働運動の変革と再生をめざす運動を全国で展開しよう。2・16国鉄集会と6月の全国集会は、国鉄闘争の新たな全国運動の10年の闘いを総括し、新たな闘いの展望を切り開く場です。大結集を訴えます。

2020年、関生支援と国鉄闘争の両輪で労働運動の変革と再生をめざす運動を全国で展開しよう。2・16国鉄集会と6月の全国集会は、国鉄闘争の新たな全国運動の10年の闘いを総括し、新たな闘いの展望を切り開く場です。大結集を訴えます。

(事務局)

解雇撤回・JR復帰へ 中労委宛て署名運動を全国で

昨年12月に都内で国鉄闘争全国運動の呼びかけ人会議が開催されました。2010年に始まった全国運動の今後の運動の方向性を議論し、中労委に対する署名運動の展開などを確認しました。発言の一部を紹介します。(文責は事務局にあります／敬称略)

葉山岳夫

中曽根が死にました。彼は「国労と総評、社会党をつぶして、お座敷に新憲法を安置する」と言ったが破綻した。その最先頭で動労千葉が闘い、1047名闘争があった。これは過去のことではなく今後の労働運動にとつて大きな意味を持つ。

1047名闘争の不当労働行為申立事件について、千葉県労働委員会がとんでもない決定を出し、千葉地裁第3民事部で棄却決定が出された。中労委闘争に発展していきますが、その過程でいくつかの許しがたい不当弾圧があった。諦めた方が負けになる。長期化は当然ですが、闘うことは大いに意味がある。

18年9月に村上・公益審査委員が「最高裁の判決と違つ決定は出せません」「ここで審問はしない」と審理を打ち切った。これに忌避の申立てをした。労働委員会規則でも単独の公益委員による審理の打ち切りは許されていない。「どういう根拠があるのか」と聞いたら、「会長の審理指揮権を委譲された公益委員がやったこと。審理指揮権の問題」と言ったのです。しかし、そんな規則にもないことで審理を打ち切るのは、単独の公益委員の判断でできることではなく、完全に違法です。

忌避申立ては、審問の打ち切り

に異議を申し立て続行させるためにやった。労働委員会には続行について明らかにした規則はない。労働委員会は審問が当然で審理の打ち切りに対しては忌避申立てしかない。千葉県労働委員会がそれを受け入れて初めて審問が開始される。そういった意味で、忌避の申し立ては重大な意味を持っていた。

単に村上委員がけしからんという問題ではない。団結権の擁護は、労働委員会規則にあるだけでなく労働組合法で規定されている。本来の立場からみて完全に違反しているから忌避の申立てをした。それに対して10月に県労委が却下決定を出した。その却下決定に対して千葉地裁に取り消しの訴えをした。しかし千葉地裁は19年10月に却下した。今後は東京高裁で争う。

労働委員会は不当労働行為の救済を申し立てた者の訴えを十分に聞くことが当然なわけ、憲法31条の適正手続きの根本をなす。言い分も聞かずに審理を打ち切るのはとんでもない。県労委は適切な審理を尽くすことを放棄した。県労委の権力側への移行を弾劾する闘いだ。千葉地裁の民事3部の内野裁判長が却下決定を下したが、その論理は破綻しています。「忌避申立てに対する却下決

問題は、高裁段階で、あるいは最高裁に行くかもしれません。その審理そのものについて頑張る。その上で、中労委については始めから不当労働行為そのものについてきちんとした審理をやらせることが決定的に重要です。

千葉県労委の決定では、不当労働行為の申し立ては不当労働行為があった日から1年以内だ、つまり1988年でおしまいだと言っている。しかし不当労働行為は連続している。不当労働行為が継続していることを全体として判定して救済することが必要な場合には、これを継続した行為と認めることができ

よつするに「審理は迅速でなければいけない」と言っている。労働委員会の迅速な審理は、労働者の不当労働行為に対して救済を迅速にするという要請で下するわけではまったくない。不当労働行為救済の却下決定を迅速に行つたということはとんでもないことです。

中労委には7月に再審査の申立てを提起した。その上で千葉県労委に差し戻せということも付け加えた。

現在、東京高等裁判所に審理を請求中で、その審理が決着つかなければ中労委の審理そのものが論理上難しい。却下決定そのものが不当だと確定すれば、千葉県労委として再度調べることになる。

東京高裁の判決を差し置いて中労委の審理を進めることは訴訟手続き上もチグハグになる。まず東京高裁での決着を待った上で中労委の審理をされたいという申入れた。現在、中労委は推移を見ている状況です。

伊藤晃

関西生コン支部の支援運動は、全国運動や全国労組交流センター以外の他の運動団体との協力が大切。映画の上映運動などを通して積極的につながることを追求してほしい。

情勢や運動の展開が早く、問題がたくさん出てきます。これについてどう考えるのかを討論し、外部に訴えていく。広島のもの、100人声明運動など、現実の経験、運動の事例をどう組織したのかを考えていく。

1047名解雇撤回闘争や関生支部をめぐる法律的にも新しい局面が出てきている。社会的にはほとんど知られていない。社会で起きている様々な問題に対して労働運動が具体的にどう

関係にあるのか。例えば房

る。学説でも、継続する不当労働行為で救済できるという論理は多数存在している。中労委段階で、この壁を破らなければいけない。

もう一つ、千葉県労委は設立委員会の行為を云々している。設立委員会が不当労働行為を働いたことについて、審理の中で認めることはできないと言っている。何を根拠にそんなことを言っているのか。審理もしないでJR側が言ったことを取り入れている。

国鉄改革法という憲法違反の法律でも23条5項で「設立委員会が雇用についてなした行為については承継会社の行為とみなす」と明記されている。

設立委員会の斎藤英四郎委員長が葛西や井手と組んで作った不採用基準は、1987年2月の設立委員会の会議で決議されて、その決議に基づいて採用決定がなされた。最終的にはこの決議に基づいて選別したものが正式に決定された。

斎藤英四郎は設立委員会で自分を作った基準であるかのよう

に言っているのか。審理もしないでJR側が言ったことを取り入れている。

国鉄改革法という憲法違反の法律でも23条5項で「設立委員会が雇用についてなした行為については承継会社の行為とみなす」と明記されている。

す」と明記されている。

設立委員会の斎藤英四郎委員長が葛西や井手と組んで作った不採用基準は、1987年2月の設立委員会の会議で決議されて、その決議に基づいて採用決定がなされた。最終的にはこの決議に基づいて選別したものが正式に決定された。

斎藤英四郎は設立委員会で自分を作った基準であるかのよう

に言っているのか。審理もしないでJR側が言ったことを取り入れている。

国鉄改革法という憲法違反の法律でも23条5項で「設立委員会が雇用についてなした行為については承継会社の行為とみなす」と明記されている。

設立委員会の斎藤英四郎委員長が葛西や井手と組んで作った不採用基準は、1987年2月の設立委員会の会議で決議されて、その決議に基づいて採用決定がなされた。最終的にはこの決議に基づいて選別したものが正式に決定された。

斎藤英四郎は設立委員会で自分を作った基準であるかのよう

つまり動労千葉の鉄道運輸機構訴訟で15年6月に最高裁が認めた不採用基準の不当労働行為を策定したのが斎藤英四郎委員長と設立委員会だったことが明確になっている。

しかし千葉県労委は、事実がないと勝手に言いなして、設立委員会は使用者性を否定されるので不当労働行為の申し立てはできないと言った。

こんなとんでもない決定をむざむざと容認するわけには絶対にいかない。中労委の段階で丁寧に主張してひっくり返して行くのは時間はかかると思うがそれをやらなければならない。主軸は中労委闘争ですが、あわせて高裁闘争も重要だと考えています。

いうことを問い直していく必要が出てきている。労働組合として警鐘を鳴らして反撃を加えなければならない。

既成事実を作られていくことに対して運動を構築していく必要がある。理屈ではそうでも、実際には連合のような方針を持つている限りは妥協してしま

う。国鉄闘争全国運動でできることを戦略的に進んでいく以外はない。

金元重

課題の難しさを感じたのは、国家的不当労働行為に対する闘い。裁判所も労働委員会もこれに逆らうなということが数十年、日本社会で染み込んできた。労働委員会だから不当労働行為の救済について「やるべきことをやれ」と言っても、中小企

業などの事件は救済するけれど、国家的不当労働行為については手をつけない。

最高裁判所で不当労働行為を認定させる判決までは行つたが、これを解雇撤回まで持つていくのは、国家権力を相手にした闘いですから困難でないはずがない。弁護団の闘いに改めて敬意を感じます。この困難さど

う私たちは闘うのか。

こういう中で労働運動を活性化させるためにはどうすればいいのか。知恵を絞らなければいけない。認識を共有化し、討論していかなければならない。

韓国では少し様子が違つ。ムン政権に民主労総は一つひとつ反撃しながら闘っているロウソク革命は労働側に大きく作用している。

ハンサンギョン前委員長は、「勧誘する」というウェブサイトをつくり、労働三権から外されている労働者にも労働組合をする権利があると訴えている。彼らはやり方が現在の若い人にマッチするようにITを駆使し、オンラインで相談するよう

な形で行っている。

そこでは当事者が社会と直接交渉すると言っている。5人未満の零細企業は労働基準法の適用が外されていて無権利状態です。そういう社長を相手にして闘うのかといえは必ずしもそうではなく、弱者同士でぶつかるのではなくて制度を根本的に変える形で闘う。当事者たちが社会と交渉する新しい試みをやる